

公 売 の 手 引 き

越 前 市 役 所 (納 税 課)
電 話 番 号 0 7 7 8 - 2 2 - 3 0 1 5 (直)

公売の手続きのあらまし

不動産の公売を例に、手続きのあらましを説明します。

公売公告	公売を行うときは、公売期日の少なくとも10日前までに、公売財産の名称、公売の日時・場所、買受代金の納付期限等を、越前市の掲示場等に掲示（公告）します。
見積価額公告	公売する不動産の見積価額及び賃借権などの権利の内容については、公売期日の少なくとも3日前までに、越前市の掲示場に掲示（公告）します。
入札	公売公告で指定した日時、場所で行入札を実施します。 公売保証金の納付を入札の条件としている場合は、公売保証金を現金（金融機関振出の小切手も可）で納付しなければ入札に参加できません。
開札	公売公告で指定した日時、場所で行開札します。 見積価額以上で最も高額の入札者を、公売不動産の買受人となる資格を得た者として決定します（最高価申込者の決定）。 ただし、その者が、法令の規定により買受人となることができない場合は、その者に対して、この決定をすることはできません。 また、最高価申込者が公売不動産買受けの資格を失ったときに、買受人となることができる者ものとして、次順位買受申込者を決定する場合があります。
公売保証金の返還	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者には、開札の手続終了後に、また、次順位買受申込者には、最高価申込者が買受代金を納付した後に、それぞれ公売保証金を返還します。 なお、返還の際には、原則として200円の収入印紙が必要です。
売却決定	公売公告で指定した日時、場所で、最高価申込者に対して売却決定をします。これによって、最高価申込者は、正式な買受人となります。
買受代金の納付	売却決定を受けた買受人には、指定の納付期限までに買受代金の全額を納付していただきます。
所有権の移転登記	公売した不動産の所有権移転登記の手続は、越前市が行います。 ただし、所有権移転に伴う費用（登記の登録免除税、法務局への郵送料等）は、買受人の負担となります。

公売に参加される方へ

- 1 公売の条件や公売財産の内容については、越前市の掲示板に掲示します「公売公告」でご確認ください。
- 2 公売財産について、あらかじめその現況等を確認し、登記登録制度のあるもの（不動産など）は関係公簿等を閲覧した上で、公売に参加してください。
また、市は、公売財産の引渡し義務は負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 3 期日入札の場合には、入札当日に次に掲げるものをお持ちください。
また、入札期日が買受代金の納付日である場合には、買受代金の金額に相当する現金又は金融機関振出しの小切手が必要です。
公売保証金
入札に当たって公売保証金を要する公売財産については、その公売財産ごとに定められた公売保証金の金額に相当する現金又は金融機関振出しの小切手。
事前に公売保証金を市指定口座へ振込みをされた場合は、公売保証金振込通知書。
身分に関する証明
本人確認のため、お出でになる方（代理人が入札手続を行う場合には代理人本人）の身分に関する証明を呈示又は提出いただくことがありますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。
法人代表者の場合には、商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。
委任状
代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状。
なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。
印章（スタンプ式のものは不可）
入札者が個人の場合には本人の印章（認印で可。）、法人の場合には代表者の印章、代理人が入札手続を行う場合には代理人の印章（認印で可。）。
買受適格証明書
公売財産が農地の場合に必要です（公売の手引き12ページを参照）。＝
- 4 公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に公売の中止の有無について越前市企画部納税課でご確認ください。
その他詳細な手続については、「公売のしおり」でご確認いただけますとともに、越前市企画部納税課にお問い合わせください。なお、インターネット公売については、ガイドライン等で手続をご確認ください。

公売のしおり

第1 はじめに

「公売」は、越前市が差し押さえた財産を入札などによって売却する制度で、原則としてどなたでも参加することができます。

公売には、「入札」と「競り売り（せりうり）」があり、ここでは、期日入札による公売を中心に説明します。

入札は、公売財産を買い受けようとする者が、入札価額などを記載した入札書を提出して、見積価額（最低入札価額をいいます。）以上で入札した者のうち、最高の価額で入札した者を最高価申込者とし、その者に対し売却決定を行い、その者を買受人として定める方法です。入札には、期日入札（入札期日に開札を行う入札）と期間入札（一定の入札期間の後に開札を行う入札）とがあります。

なお、公売に参加される場合は、手続などについて、越前市企画部納税課にお問い合わせください。

第2 公売公告等

1 公売公告

公売公告は、公売期日の10日前までに越前市の掲示板などに掲示します（公売期日の1か月程度前に公告することが多くあります。）。

公売公告には、公売の条件（公売の方法、日時、場所、買受代金の納付の期限等）や公売財産の内容（名称、数量、状況等のほか公売保証金を要する場合にはその金額）が掲載されていますので、次の事項に留意いただき、事前に十分確認を行ってください。

公売財産について、あらかじめその現況等を確認し、登記登録制度のあるもの（不動産など）は関係公簿等を閲覧した上で、公売に参加してください。

公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときはその旨の公告がされており、これらの資格等を有しない者は買受人になることができません。

課税財産、非課税財産又は混在財産の別について公告されており、その種類によって消費税相当額の取扱いが異なります。課税財産は入札価額の5%に相当する金額を加算した金額が売却決定額（買受代金の額）になります。

（注）課税財産とは、消費税法別表第1（第6条関係）に掲げる財産以外の財産（建物など）、非課税財産とは、同法別表第1（第6条関係）に掲げる財産（土地など）、混在財産とは、課税財産と非課税財産が混在する財産（建物及びその敷地）をいいます。

公売は、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたときなど、中止となることがあります。

2 見積価額公告

見積価額公告は、原則として公売期日の3日前（動産等の場合には前日）までに公告します（公売公告を同時に行うことが多くあります。）ので、公売財産の見積価額を確認してください。

第3 入札、開札及び最高価申込者の決定等

1 入札当日に必要なもの

期日入札の場合には、入札当日に次に掲げるものをお持ちください。

また、入札期日が買受代金の納付日である場合には、買受代金の金額に相当する現金又は金融機関振出しの小切手（いわゆる預金小切手）が必要です。

公売保証金

入札に当たって公売保証金を要する公売財産については、その公売財産ごとに定められた公売保証金の金額に相当する現金又は金融機関振出しの小切手。

身分に関する証明

本人確認のため、お出でになる方（代理人が入札手続を行う場合には代理人本人）の身分に関する証明を呈示又は提出いただくことがありますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合には、商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

委任状

代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状。

なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人の入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

印章（スタンプ式のものは不可）

入札者が個人の場合には本人の印章（認印で可。）、法人の場合には代表者の印章、代理人が入札手続を行う場合には代理人の印章（認印で可。）。

収入印紙（200円）

入札者が営利法人又は個人事業者の場合で、落札できなかった公売財産に公売保証金を返還する際に収入印紙が必要となります。

買受適格証明書

公売財産が農地の場合に必要です。これは買受人が農地法3条の適格性を有することを証明するもので、事前に越前市農業委員会から交付を受けておく必要があります。詳しくは越前市農業委員会事務局（22-3009）に確認してください。

2 公売保証金の納付

入札に当たって公売保証金を要する公売財産については、入札書の提出前に公売保証金の納付をしなければなりません。（公売保証金の納付が不要な場合は、公売保証金振込通知書及び公売保証金の充当申出書の提出は不要です。）

イ 公売保証金の金額を越前市指定の預金口座に振り込む方法又は越前市企画部納税課に直接交付する方法により納付してください。

なお、指定した預金口座に振り込む場合は、買受希望物件ごとに公売保証金を振り込まなければなりません。

ロ 公売保証金振込通知書の太い枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された振込金受取書の原本を、公売保証金振込通知書の所定の位置に張り付けてください。

ハ 売却決定された場合に、公売保証金を買受代金に充当する意思があれば、公売保証金振込通知書とともに、公売保証金の充当申出書を提出してください。

ニ 公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送いたします。
なお、期日入札の場合にのみ、公売保証金を現金又は金融機関振出しの小切手で、公売日当日の入札前に公売会場で直接納付することもできます。

3 入札書の提出

入札書は、入札書に入札者の住所及び氏名、売却区分番号、入札価額、その他必要な事項について記載の上、次の事項に留意して提出してください。

入札書の様式

入札書の様式は、公売の方法等により次のとおり4種類になっていますので、専用の様式をご使用ください。

- イ 期日入札用（単独入札の場合）
- ロ 期日入札用（共同入札の場合）
- ハ 期間入札用（単独入札の場合）
- ニ 期間入札用（共同入札の場合）

また、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

なお、入札書の様式は、越前市ホームページ公売情報の画面からダウンロードすることができます。

入札書の記載要領

入札書の住所（居所）及び氏名（名称）欄には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。

字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください（書き損じたときは新たな入札書を使用してください。）。

入札価額を記載する際には、課税財産、非課税財産又は混在財産の別によって消費税相当額の取扱いが異なることに留意してください（公売の手引き7ページを参照してください。）。

入札書の提出に当たっての留意事項

一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

代理人が入札手続を行う場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。

また、期間入札の入札書の提出方法は、次のとおり期日入札とは異なっていますので、留意してください（期日入札では、入札書を郵送等により提出することはできません。）。

- イ 入札書は、必ず売却区分番号及び開札日時を記載した入札書提出用封筒に入れて、必要書類とともに入札期間内に直接若しくは郵送等で提出してください。その際に、入札書提出用封筒受領証を交付又は送付します。

なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は一物件のみですので、複数の物件を入札される場合は、物件ごとの入札書提出用封筒が必要となります。

- ロ 入札書を郵送等により提出する場合には、専用の送付用封筒に必要書類を同封してください。

4 開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

なお、公売財産が不動産等の場合には、不動産等の最高価申込者の氏名その他の事項を公告することとなります。

6 追加入札

開札の結果、最高の価額の入札者が2人以上いる場合には、その入札者の中で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の場合は、次の事項に留意してください。

追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

7 複数落札入札の方法による最高価申込者の決定

複数落札入札の方法による公売の場合は、見積価額以上の入札者のうち、高額の入札者から順次に公売財産の数量に達するまでの入札者をもって最高価申込者とします。

8 次順位買受申込者の決定

国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2人以上あるときは、くじで決定します。

9 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

10 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

また、公売保証金の返還については、後日、該当者指定の口座への振込みにより行います。

第4 売却決定

1 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

2 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたとき

買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

国税徴収法第108条第2項(公売の適正化のための措置)の規定が適用された場合

3 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

第5 買受代金の納付及び公売財産の権利移転

1 買受代金の納付方法

買受人は、売却決定を受けた後に公売公告に記載された納付期限までに買受代金の全額を、現金又は小切手(銀行、信用金庫もしくは郵便局振出に係るもの、又は金融機関の支払保証のあるもの)により、越前市企画部納税課の担当窓口において納付してください。

なお、売却財産が、国税徴収法第104条の2に規定する不動産等である場合に限り、買受代金を越前市が指定した金融機関の口座に振り込むこともできます。

これらの納付方法については、いずれの方法によるかを事前に申し出てください。

2 買受代金の納付額

課税財産については、入札書の「入札価額」欄に記載された金額に、当該金額の5%に相当する金額を加算した金額が納付額となります。

非課税財産および混在財産については、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が納付額となります。

3 買受代金納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。ただし、所有権移転について都道府県知事又は農業委員会の許可を要する農地等の場合のように、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ、権利移転の効果は生じません。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

3 公売財産の引渡しの方法

公売財産が動産、有価証券、自動車及び建設機械である場合

イ 徴収職員が占有している場合は、買受代金の納付と引換えに引き渡します。

ロ 滞納者等が保管している場合は、買受代金の納付後に交付する売却決定通知書を保管者に提示して直接引渡しを受けてください。保管者が引渡しを拒否しても、越前市は引渡しの義務を負いません。

公売財産が不動産である場合

越前市は引渡しの義務を負いません。

また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

4 公売財産の権利移転手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産など）は、買受人の請求により越前市企画部納税課において関係機関に対し、その登記又は登録の囑託を行うこととされていますから、買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

なお、公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。

5 公売保証金の越前市への帰属

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は越前市に帰属します。

公売手続に参加される皆様が、あらかじめご存知であると便利なことについて、お知らせいたします。

期間入札の方法による公売の場合は、郵送や信書便による入札が行えます！

公売情報を見て「お気に入りの物件が見つかった！」という方も、公売会場が遠隔地だと、入札をあきらめてしまうことはありませんか？

その物件の公売の方法が「期間入札」であれば、公売会場に出向かなくとも、郵送や信書便による入札を受け付けております。

入札書の提出方法や代金の納付方法など、ご不明な点がございましたら、越前市役所企画部納税課まで、お気軽にお問い合わせください。

代理人が、本人に代わって公売手続（入札や買受申込み等）を行うこともできます！

公売は平日に行われるため、公売情報を見て「お気に入りの物件」を見つけても、スケジュールの都合がつかず、公売に参加するのをあきらめてしまうことはありませんか？

期日入札や競り売りの方法による公売では、本人が公売会場に出向いて手続を行う必要がありますが、代理人に手続に関する権限を委任すれば、本人に代わって、代理人が公売手続をすることもできます。

また、インターネット公売でも、コンピュータが苦手な方は、代理人に委任することで、公売に参加することができます。

代理人となる方には、特別な資格を必要としませんが、代理人が公売に参加するためには委任状が必要となります。

委任状は、代理人や委任内容などの必要事項が記載されていれば、書式等の決まりはありませんが、権限の記載モレがないようにするため、様式については、できる限り越前市ホームページからダウンロードしてください。

公売保証金の提供（納付）について

公売保証金が必要な公売財産への入札や競り売りに参加される方は、あらかじめ、公売保証金を提供（納付）しなければ参加することができません。

公売保証金は、公売日に、公売会場において、現金で納付することが原則ですが、あらかじめ、銀行振込みで納付することもできます。（インターネットバンキングによる振込みは、取り扱っていません。）

また、インターネット公売では、サイト業者と公売保証金納付保証委託契約を締結いただき、その契約締結を証明いただければ、公売保証金を現金で納付する必要はありません。

（サイト業者との契約は、サイト上での同意入力によって行われます。締結された場合は、同意条項に記載されている書面提出権限の委任により、文書の提出手続等もサイト業者が行いますので、参加される方が、手続をする必要はありません。）

公売保証金の提供がなければ、公売に参加できませんので、納付方法や納付期限等、詳しくは、越前市役所企画部納税課まで、お問い合わせください。

公売保証金の返還と没収について

買受申込者から納付されました公売保証金につきましては、公売保証金を提供した公売財産を買い受ける（落札）ことができなかつた場合に返還されます。

公売保証金の返還の方法は、原則として、指定の口座への振込みにより行います。

ただし、インターネット公売で、サイト業者と公売保証金納付保証委託契約を締結している場合には、その契約が終了するだけで、公売保証金が返還されることはありません。

一方、買受人（落札された方）が期限までに買受代金の全額を一括で納付しない場合や公売を妨害する行為をして国税徴収法第108条による処分を受けた場合には、公売保証金は没収されます。

インターネット公売で、サイト業者と公売保証金納付保証委託契約を締結している場合には、サイト業者が没収される公売保証金相当額を越前市に納付することになります。

この場合には、サイト業者は、契約に基づき、その方から越前市に納付した金額を請求することになりますので、事前に契約内容をよくご確認ください。

共同で入札することもできます！

公売財産のうち、不動産など高価な財産はお一人で入札されるのは難しいものです。

このような場合は、ご夫婦など、数人が共同で、財産の持分（財産における所有者間の所有割合をいいます。）を決めた上で、入札に参加することもできます。

ただし、名義人が1名であるゴルフ会員権など、共有（複数人で財産を所有することをいいます。）を認めない公売財産については、共同での入札はできません。

入札される公売財産が農地の場合、事前に農業委員会の許可が必要です！

農地の公売に参加される方は、入札の際に、「買受適格証明書」を提出しなければなりません。これは買受人が農地法3条の適格性を有することを証明するもので、「買受適格証明書」の提出がない場合は、その入札は無効となります。

「買受適格証明書」は、事前に越前市農業委員会から交付を受けておく必要があります。詳しくは越前市農業委員会事務局（22-3009）に確認してください。

Q&A

公売に参加されるご予定の皆様からよくお寄せいただくご質問について、Q & Aにてご回答いたします。

Q 1 公売に参加したいのですが、特別な参加資格などが必要ですか？

A 1 公売には以下に該当する方を除き、原則として、どなたでも参加することができます。

- ・滞納者
- ・越前市役所の職員
- ・公売の参加制限を受けた方

また、公売財産（農地等）によっては、資格が必要となる場合があります。なお、インターネット公売については、上記の他にも参加制限があります。詳しい手続については、越前市企画部納税課にお問い合わせください。

Q 2 インターネット公売とは何ですか？

A 2 インターネットの民間オークションサイトにおいて行う公売です。平成19年度は、ヤフー社の官公庁オークションサイトで行います。

通常の公売との主な違いは、インターネット環境で、

公売保証金の提供手続（選択できます）

公売参加申込手続

買受申込手続

を行うことです。

公売保証金の提供手続や、公売参加や買受けの申込みは、インターネットで簡単に行うことができますが、各種申込みの受付期間等、通常の公売とは異なる点があり、順守いただけない場合は、インターネット公売に参加することができません。

インターネット公売の詳細については、ガイドライン等をよくご覧になってください。

Q 3 「入札」と「競り売り」の違いは何ですか？

A 3 「入札」とは、入札者が「入札書」に購入希望金額を記載して入札し、開札の結果、最も高い価額で入札した方が落札する方法です。

入札書の提出は1回限りで、訂正や差し替えはできません。記載内容をよくご確認いただいた上で、提出してください。

一方、「競り売り」とは、買受申込者同士で順次価額をせり上げていって、最終的に最も高い価額で申し込んだ方が落札する方法です。

競り売り期間中は、最も高い価額以上の金額であれば、何度でも買受申込みをすることができます。

公売は、「入札」と「競り売り」のいずれかの方法で行い、公売公告にその方法が記載されています。

Q 4 「期日入札」と「期間入札」の違いは何ですか？

A 4 主な違いは入札書の提出方法と開札です。

「期日入札」における入札書は、公売日の定められた時間内に、公売会場で直接提出し、同じ日に開札を行います。

「期間入札」における入札書は、定められた期間内に、直接または郵送等で提出し、別に定められた日に開札を行います。

Q 5 入札の状況や内容は教えてもらえますか？

A 5 「競り売り」と違い、「入札」の場合は、入札書の提出状況や入札金額の内容等は、開札の前後を問わず、教えることはできません。

ただし、公売財産が不動産や自動車の場合は、開札後、売却決定が行われるまでの間は、落札した方の氏名と落札額を、越前市の掲示板などに公告します。

Q 6 買受代金にはどのような支払方法がありますか？

A 6 公売ごとに定められる「買受代金納付期限」までに、「現金」または「小切手（金融機関が振り出したもの）」を、定められた場所で納付してください。また、「金融機関の指定口座」へ振込みで納付できる場合もあります。詳しい内容は、越前市企画部納税課にお問い合わせください。

Q 7 購入代金は分割で支払えますか？

A 7 購入代金（買受代金といいます。）の分割納付はできません。

買受代金を一括で「代金納付期限」までに納付できなければ、売却決定（公売財産を取得する権利）は取り消されます。

また、入札又は競り売りに当たって納付した「公売保証金」も没収されません。

Q 8 不動産の名義変更手続はどのように行われますか？

A 8 公売を実施した越前市の職員が落札した方に代わって行いますので、落札された方が直接手続いただく必要はありません。

また、名義変更に必要な書類は職員から説明いたします。ただし、登録免許税や登記手続に必要な費用は、別途お支払いいただく必要がありますので、注意してください。

なお、自動車や船舶など名義変更手続が必要な公売財産についても、登録手続は、越前市の職員が落札した方に代わって行います。（車検登録されていない自動車等、名義変更手続を職員が行わない財産もあります。）

各種名義変更手続や必要な書類や費用は公売財産によって異なります。売却決定後等に行う権利移転手続の説明をよくお聞きいただき、必要書類等を提出してください。

Q 9 貴金属や宝石を落札した場合の受取方法を教えてください。

A 9 原則として、越前市では、配送の手配や、一時保管を行っておりません。

買受代金を納付いただいた後に、落札された財産をお持ち帰りいただくこととなります。

ただし、インターネット公売の場合は、運送業者を手配され、越前市に、事前にその旨を連絡されていれば、配送することもできます。詳しくは、お問合せください。

Q10 瑕疵担保責任はどうなりますか？

A 10 越前市は、公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、公売財産にキズがあっても瑕疵担保責任を負いません。公売財産の所有者についても同様です。公売に参加される前に、公売財産の確認を行ってください。

Q11 ネットオークションとインターネット公売の違いは何ですか？

A 11 インターネット公売は、ネットオークションと操作方法等は類似していますが、公売ですので、国税徴収法等に基づく制約があります。詳しくはガイドライン等をご覧ください。

ご留意いただきたい主な点は以下のとおりです。

公売参加申込手続きを行わなければ参加できないこと。

買受代金は期限までに全額を一括納付しなければならないこと。

公売財産の瑕疵については、その責任を負わないこと。

買受代金の納付までに公売が中止された場合、公売財産を落札しても購入できない場合があること。

公売財産の配送には制限（買受人と受取人の相違不可等）があること。

Q12 公売中止って何ですか？

A12 公売は、滞納者の差押財産を、市が売却し、その代金を市税に充てる制度ですので、売却（買受代金の納付）前までに、滞納市税が完納された場合等は、公売は中止されます。

落札された場合であっても、買受代金の納付の前に公売が中止された場合は、その公売財産を購入できないこととなります。

Q13 換価制限による公売手続の中断って何ですか？

A13 公売は、滞納処分ですので、滞納者から不服申立てが行われることがあります。この場合は、公売手続は最高価申込者の決定または売却決定までで中断され、審理の結果が出た後に再開されます。

公売再開までに要する期間は、申立ての内容により異なりますが、落札者から入札等を取り消すことができ（国税徴収法第114条）、この場合には、公売保証金は返還されます。

消費税法（抜粋）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

.....（中略）.....

別表第一（第六条関係）

- 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）
- 二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

.....（中略）.....

四 次に掲げる資産の譲渡

- イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡

.....（後略）.....